

Ⅷ-4 銀行・外国送金

1. 銀行

日本の会社で働き、または6カ月以上日本に滞在する人は銀行で口座を作ることができます。在留カードなどと印鑑を持って銀行に行き、決められた書類に必要事項を記入します。口座を開くと希望すれば通帳が発行されます。これは取引の記録をするとともに、あなたが口座を持っていることの証明になります。お金を引き出すには通帳と印鑑が必要ですが、外国人の場合は代わりにサインにすることもできます。希望すればATMのカード（キャッシュカード）を発行してくれます。通帳がなくても機械で預け入れや引き出しができます。普通は銀行の窓口は平日午前9時から午後3時までしか開いていませんが、ATMだとそれ以外の時間でも機械で引き出しなどを行うことができます。また、コンビニエンスストアや駅構内などにもATMが設置されています。（手数料がいる場合があります。）

2. 郵便局

日本の郵便局は銀行と同様なサービスを提供しています。在留カードなどがあれば誰でも口座を開設できます。銀行と同じようにATMカードを発行してくれます。郵便局の貯金・送金業務は普通午前9時から午後4時まで行っています。（年末年始、土日祝は休み）

3. 外国送金

外国送金は銀行と郵便局からの方法が一般的ですが、最近では資金移動業者を利用することができます。登録された資金移動業者を利用する場合は、送金できる限度額が決まっていますが、銀行などから送金するより、安価です。

全国の財務局等に登録されている業者の一覧です。

URL https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

銀行によっては外国送金を扱っていない場合もありますので注意が必要です。郵便局での外国送金はゆうちょ銀行・国際送金取扱郵便局でのみ行っています。口座から口座へ送金する方法のほか、マネーオーダー（為替証書）を作成して郵送する方法もあります。マネーオーダーも、銀行及び郵便局で発行してもらえます。

法律の決まりで、送金手続きの際に在留カードなどの身分を証明するものとマイナンバーを窓口で見せることになっています。